

広島県告示第五十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定によつて、国土調査の
成果を次のとおり認証した。

令和七年十二月二十二日

広島県知事 横 田 美 香

一 調査を行った者の名称

三原市

二 調査を行った期間

令和四年六月から令和五年十一月まで

三 成果の名称

三原市地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

三原市久井町吉田の一部

五 認証年月日

令和七年十二月九日